明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（二五）　四
○電波法の一部を改正する法律（二六）　五
○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（二七）　三
○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（二八）　三

〔政　令〕
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行期日を定める政令（一六五）　三
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令（一六六）　三
○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の施行期日を定める政令（一六七）　三

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（**総務**四六）　三

〔告　示〕
○全国消費実態調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（**総務**一六八）　三
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（**財務・農林水産・経済産業**五）　五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更・共済運営規則の一部変更、日本放送協会放送受信規約の一部変更、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任、型式適合認定関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他　三
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（法律第二五号）（原子力規制委員会）

1　定義

㈠　この法律において「特定核燃料物質」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三二年法律第一六六号）第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいうものとすることとした。（第二条第五項関係）

㈡　この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第七項に規定する原子力施設をいうものとすることとした。（第二条第六項関係）

2　特定核燃料物質輸出入罪

㈠　特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処するものとすることとした。（第六条第一項関係）

㈡　㈠の罪の未遂は、罰するものとすることとした。（第六条第二項関係）

㈢　㈠の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処するものとすることとした。ただし、㈠の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除するものとすることとした。（第六条第三項関係）

3　強要罪

原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加えることを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処するものとすることとした。（第八条関係）

4　この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇電波法の一部を改正する法律（法律第二六号）（総務省）

1　電波利用料制度の見直し関係

㈠　免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこととした。（第一〇三条の二第一項、第二項、第五項～第八項及び別表第六～別表第八関係）

㈡　広域専用電波を使用する第一号包括免許人が電波利用料として同等の機能を有する無線局の区分ごとに国に納めなければならない金額について、上限額（当該第一号包括免許人が使用する広域専用電波の周波数の幅等に基づき算定される金額）を設けることとした。（第一〇三条の二第七項及び第八項関係）

㈢　免許人の申請に基づき、広域専用電波に係る電波利用料を延納させることができることとした。（第一〇三条の二第一九項関係）

㈣　電波利用料の使途の特例として、当分の間、放送法（昭和二五年法律第一三二号）第二条第一五号に定める地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備の整備のための補助金の交付を追加することとした。（附則第一五項関係）

2　災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等の免除関係

地震等の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援等のために必要な通信又は第一〇二条の二第一項各号に規定する無線通信を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであって、臨時に開設するものについては、無線局の免許申請等に係る手数料及び電波利用料を免除することとした。（第一〇三条第二項及び第一〇三条の二第一四項関係）

3　技術基準適合証明等の表示関係

適合表示無線設備を組み込んだ製品を取り扱うことを業とする者は、総務省令で定めるところにより、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示と同一の表示を当該製品に付することができることとした。（第三八条の七第二項等関係）